

## 学校いじめ防止基本方針

四万十市立中村西中学校

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えることのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれもあるものである。

学校では、一人一人が互いの違いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの学校にも、起こりうる」という認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの未然防止等を通じて、子どもたち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりや、心豊かで安全・安心な学校づくりを主体的に進めなければならないと考えている。

このような基本理念もと、いじめ問題の克服にむけて、県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、それぞれが主体的・積極的に取り組めるよう、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、総合的かつ効果的に推進する。

### 第1 いじめ防止等の対策に関する基本的な方向に対する事項

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策では、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

### 第2 いじめの定義

(定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法律で規定された「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発

生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をとる。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も行う。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有する。

また、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

### 第3 いじめの理解、取組の視点

#### (1) いじめの認識

いじめの問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた子どもや、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもを、しっかり守り通す姿勢を示す。

いじめの疑いがあるものも含めてしっかりと対応し、その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらにとらわれるのではなく、傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことである。

#### (2) 教育風土づくり

子どもは人と触れ合うことで、様々なことを学び取り感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに萎縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、関係者はいじめの未然防止・対応・再発防止のいずれの段階においても、そのことを常に意識し子どもたちを見守り支えていくことが重要である。

#### (3) 取組の視点

本基本方針の目標は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、いじめの問題の克服を目指す。また、こうしたいじめの問題への取組は、心豊かで安全・安心な社会づくりにもつながっていく。そこで、以下の4つの視点を大切にしながら、いじめの防止等のための対策に学校総ぐるみで取り組んでいく。

##### ①子どもの変化に気付く力を高める

いじめの問題は、学校だけで起こるものではなく、地域社会の中でも起こり得る。また、子ども同士の間関係の中だけでなく、大人社会でもいじめやハラスメントなどの問題もある。大人の人権感覚の希薄さが、いじめの一因になっているとも考えられる。

このようなことから、子どもに関わるすべての人々がしっかりと人権感覚をもち、子どもの小さな変化に気付く力を身に付けることが必要である。

##### ②子どもたちが「夢」や「志」をもてる社会づくり

「夢」や「志」をもつことは、その実現に向かって着実にやり抜こうとする強い意志とともに、社会の一員としてよりよい社会をつくっていかうとする意欲や態度を育むことにつながる。

子どもたちが自分の「夢」や「志」をもてるような教育活動を進めるとともに、子どもたち一人一人の「夢」や「志」を応援する社会環境づくりが必要である。

#### ③人と人との結び付きを強める

人と人との触れ合いを大切に、親しみやすく、心が温かいという県民性を、「高知県は、ひとつの大家族やき。」というキャッチフレーズでアピールした「高知家」。この県のコンセプトに基づき、子ども同士がつながる、子どもと地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、これらの取組をさらに進めることが重要である。

#### ④みんなで子どもを守り、育む

子どもに関わるすべての大人、すべての機関・団体が子どもを見守り、積極的、主体的に関わることで、子どものもっている能力や可能性を伸ばしていくことが重要である。

そのため、組織的な視点や連携・協働の視点をもって、地域ぐるみで子どもを守り、育てる体制づくりを進める必要がある。

## 第4 いじめの防止等の対策委員会

### (1) 組織の役割

- ①いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成、実行、検証、修正等を行うこと。
- ②いじめ防止基本方針に基づく取組に関するチェックシート（教職員、生徒、保護者用等）の作成、検証、修正を行うこと。
- ③いじめに関する校内研修の企画、立案
- ④いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ⑤いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行うこと。
- ⑥いじめの疑いに係わる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実確認の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施すること。
- ⑦重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とすること。

### (2) 組織の構成員

#### ①校内における組織

- ・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部、養護教諭 等

#### ②校外も加えた組織（重大事態の対策のための委員会）

- ・校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、四万十市 SC、SSW 職員、四万十市補導センター職員とする。
- ・個々のいじめの防止、早期発見、対処に当たっては、関係の深い職員を追加する。

### (3) 組織運営上の留意点

- ・重大事態の調査のための組織については、該当事案の性質に応じて中村警察署生活安全課少年係等や弁護士等の専門家を加える場合もある。

## 第5 いじめ防止のための取組

### (1) 学校づくり、授業づくり

- ①すべての生徒が安心、安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めていく。
- ②すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を目指す。

- ③教科の観点からだけでなく、生徒指導の3機能（1.自己存在感を与える 2.共感的人間関係を育成 3.自己決定の場を設ける）を活かした授業づくり並びに、分かる授業に全教職員で取り組むこと。

## （2）集団づくり、生徒理解

- ①すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むこと。
- ②児童生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合う。
- ③互いを認め合える人間関係、学校風土を生徒自らが作り出せるように努める。
- ④障害（発達障害を含む）のある生徒についての理解を深める。
- ⑤生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画すること。
- ⑥予めいじめ等が起こりやすい時期（4、9月）に、全学級で学級活動等を通じて、計画的に防止策を実施すること。

## （3）生徒指導

- ①チャイム着席の習慣や授業中の姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、学校として揃えるべき事柄を確認し、実施徹底する。
- ②いじている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することがないように、学級指導・生徒指導を徹底する。
- ③生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるように働きかける。
- ④学校と警察が連携して取り組むいじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等を各年度で開催する。
- ⑤道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

## （4）情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。また、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。そのため、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることもある。

このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

## （5）教職員の資質能力の向上

- ①全員公開授業を基本とし、公開授業においてもいじめ防止の観点で生徒を観察すること。
- ②教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように留意すること
- ③いじめられる側にも問題があるかのように受け止められかねない認識や言動を示さないこと。

## 第6 いじめの早期発見、早期対応

### (1) いじめの発見

- ①いじめの早期発見は、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要であり、迅速な対処が前提であること。
- ②生徒の変化に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応すること。
- ③遊びやふざけのように見えるものの気になる行為があった場合、5W1H（いつ、どこで、誰と、何を、どのように）簡単に記録に残し、共有すること。
- ④得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくること。
- ⑤個人ノートや生活日誌等、教職員と生徒間で交わされる日誌等も活用する。
- ⑥積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学の様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- ⑦生徒の生活を把握するために、いじめ調査や生活アンケートを学期に1回実施すること。

### (2) 相談支援体制の整備・充実

- ①心の教育センターのワンストップ&トータルな相談支援体制の活用を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、学校における校内支援会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制の確立を図る。
- ②心の教育センター、少年サポートセンター、児童相談所等における相談や、「24時間子供SOSダイヤル」など、常時いじめの相談に応じることができる体制が整備されており、必要に応じて生徒が活用できることを積極的に周知する。
- ③スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが、学校のいじめ対策組織の構成員となっていることを生徒、保護者等に伝える取組を行う。

### (3) いじめの対応

- ①速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す。
- ②加害生徒に対しては、該当生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導すること
- ③いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ④いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで、「組織」が責任を持つこと
- ⑤問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。必要に応じて、追指導や観察を継続しながら経過を把握すること
- ⑥いじめが「重大な事態」と判断された場合には、市・県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行うこと
- ⑦ネット上のいじめには地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに中村警察署へ通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。

## 第7 PTAや地域の関係団体等と連携について

### (1) PTAや地域の関係団体等と連携促進

- ①いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- ②インターネットの危険性や、危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関するPTAや家庭でのルールづくりを推進する。

(2) 地域とともにある学校づくり

- ①開かれた学校づくり推進委員会（わたり会）や学校評価委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

## 第8 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

- ①学校は、「重大事態」に対処するために、重大事態委員会を設け、当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行う。
- ②調査については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態の報告

- ①学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

(3) 調査の趣旨等

- ①重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、再発防止に資するために行う。
- ②いじめを受けた生徒や保護者からの申し立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

(4) 調査組織

- ①重大事態であると判断したときには、重大事態委員会を設け、当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行う。この組織の構成については、事案内容により専門家等の専門的知識及び経験を有する者を加える場合がある。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ①調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような問題があったのか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したのかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

## 第9 取組の評価等（PDCAサイクルについて）

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。
- ②毎年、いじめ問題への取組の実施状況について評価するとともに、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。